

1. 件名：女川原子力発電所2号炉の設計及び工事の計画の変更認可申請（有毒ガス防護等）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年7月14日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官、
上田審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要（〇
2-他-F-01-0099_改0）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁、尾野です。それではヒアリングを始めます本日のヒアリングは、翁長原子力発電所第2号機、
0:00:08	設計及び工事計画変更認可申請の概要になります。それでは能勢、説明をお願いします。
0:00:17	はい。東北電力の青井でございます。まず女川2号機の有毒ガス防護の設置許可の審査の方、どうもありがとうございました。今日から引き続きまして、設計及び工事計画のですね、
0:00:28	抗体工事計画のですね、変更認可申請に係る審査の方、進めて参り、進めさせていただきますので、このメンバーでしっかりやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
0:00:38	っていうことで主な内容、担当の方から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
0:00:44	東北電力の浜田です。よろしくお願いいたします。資料に沿ってご説明させていただきます。
0:00:52	6月30日ですね、申請させていただいた、設計及び工事計画変更認可申請の概要ということで、
0:00:59	B型、1ページ、目次をお開きください。
0:01:03	まず、申請に係る経緯と、
0:01:07	申請書の全体の構成ということで1ポツ2ポツ、
0:01:11	3ポツと4ポツで、有毒ガスに関する技術基準規則の改正と、それに関する申請書への反映内容。
0:01:20	いうことでご説明させていただきます。そのあとですね、5ポツと6ポツは、合わせて申請してます。詳細設計の進捗に伴う変更内容、
0:01:32	その申請書への反映ということでご説明させていただきます。あと参考にEPの時と同じ内容ですけども、防護対策の概要というものを付けております。
0:01:45	右肩2ページをお願いいたします。
0:01:49	一つ目の矢羽根で、まだ経緯ですけども、
0:01:52	上から一つ目二つ目は、新規基準に関わる設置とか工事計画、
0:01:58	終わってますというところで、6月1日ですね、有毒ガス防護に係る2号機の原子炉設置変更許可をいただいております。それを踏まえて6月30日に、
0:02:09	工事計画の変更認可申請を、
0:02:11	申請しているというところです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	二つ目の矢羽根ですけれども、
0:02:17	その6月30日に申請を行った。
0:02:19	ものについては、
0:02:22	12月に、21年の12月23日に認可されている設計及び工事計画の変更を行うものであります。
0:02:30	主な変更内容は以下の2点で、
0:02:34	1点目は、技術基準の改正ですね、有毒ガスに係るバックフィットを踏まえて、有毒ガス防護に係る基本設計方針と変更を行うもの。
0:02:45	それが1点目で、
0:02:47	2点目としては、
0:02:48	詳細設計の進捗に伴いまして、カワマタ設備の運用変更がございまして、
0:02:54	それに伴って、一部の送水用ホースの敷設ルート、最長ルート、こちらの変更を行うものと、
0:03:01	ということで大きく2点、変更申請しております。それぞれ概要、後程ご説明いたします。
0:03:09	右肩3ページをお願いいたします。
0:03:12	申請書の主な構成ですけれども、
0:03:16	本文として要目表基本設計方針等、
0:03:21	こちらは有毒ガス防護に係るものと、詳細設計に係るもの、それぞれ該当する施設区分に対して申請しております。
0:03:30	した主な添付書類としましては、
0:03:34	設置許可と整合性に係る説明書、
0:03:37	設定根拠に関する説明書、
0:03:40	中央制御室機能に関する説明書、緊急機能に関する説明書、
0:03:46	あと、
0:03:47	設計及び工事計画に、工事に係る品質マネジメント計画、品質マネジメントシステムに関する説明書、
0:03:55	図面ということで、有毒ガス防護と、詳細設計の進捗、それぞれ必要な部分の説明書を添付しております。
0:04:05	下の矢羽根ですけれども、
0:04:07	補足説明資料としましては、
0:04:10	主なものを下に示しております。
0:04:13	上の二つですね、大容量送水ポンプ1に使用する。
0:04:18	3型ホースの必要数及び保有数の考え方についてというものを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:23	それから詳細設計の進捗に伴う、工事のアクセスルートへの影響についてというこちら二つで、詳細設計の進捗に伴う、
0:04:32	変更。
0:04:33	に関する補足説明させていただきたいと思っております。
0:04:37	という、三つ目ですけども、
0:04:38	中央制御室の機能に関する説明書と、
0:04:42	緊対、緊急時対策所の機能に関する説明書、これらに係る補足説明ということで、有毒ガス防護に係る補足説明させていただければと思っております。
0:04:55	あと品質初めてかかる補足説明も発信提出させていただいております。
0:05:02	次、右肩 4 ページ、お願いいたします。
0:05:07	この 4 ページ。
0:05:09	以降で、有毒ガス防護に係る
0:05:12	規則の改正と、それに対してどのように、申請書上反映しているかと。
0:05:17	いうところをご説明させていただきます。
0:05:20	一つ目の矢羽根で、二つ目の矢羽根ですね。
0:05:24	バックフィに係る技術基準の改正は、
0:05:28	原子炉制御室と、
0:05:30	緊急時対策所と緊急時制御室に関するものでして、
0:05:34	今回は、
0:05:35	38 条、
0:05:37	原子炉制御室に係るもの。
0:05:40	46 条、緊急時対策所に係るもの。
0:05:43	こちら、申請対象としております。
0:05:47	緊急時制御室に係る 53 条については、
0:05:51	この※1 で書いておりますが、別途手続き予定としております。
0:05:57	三つ目の矢羽根ですか。
0:05:59	規則改正においては、設置許可基準規則の要求と同様でありまして、
0:06:05	有毒ガスが発生した場合に、必要な支援にとどまり対処する要員の事故対処能力を確保する目的で、有毒ガス対応に必要な手順の整備だったり、
0:06:16	吸気中の
0:06:18	有毒ガス濃度が判断基準を超えるような場合には、
0:06:21	装置を設置するということが求められております。
0:06:25	設置区、四つ目の矢羽根ですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:28	設置許可においては、以下、適合方針で、装置は不要であると。そ装置を 設置しなくても、
0:06:35	有毒ガスから防護できるという設計としておりました。
0:06:39	固定県に対しては、
0:06:42	運転員等の空気中の有毒ガス濃度が繁忙判断基準を下回ることで、
0:06:48	この入力をする発生元はないということで、
0:06:51	確認しております。
0:06:53	稼働下に対しては、対象とするか増減がないというところで確認して おります。
0:07:00	次のページ以降に、技術基準、これを踏まえた記述基準に対する対応 状況を説明させていただきますが、
0:07:09	5 ページから、
0:07:13	6、7、8 ページについては、技術基準規則と解釈の
0:07:19	改正を記載しているところですので、
0:07:21	説明は省略しまして、
0:07:25	7 ページすいません 7 ページの下のところですね。
0:07:28	これは、
0:07:29	確認したところ、設置許可基準規則と、
0:07:34	技術基準規則で、
0:07:35	有毒ガス防護について要求事項に相違はないということで、EPの時と 同じような適合方針。
0:07:42	で、対応していくということで、申請書の内容に反映しております。
0:07:49	その内容を、9 ページですね、9 ページお願いいたします。
0:07:54	9 ページ以降で、申請書に反映した内容、具体例も含めて、ご説明させ ていただきます。
0:08:01	一つ目の矢羽根ですけども、申請書の本文に、
0:08:06	つい、本文に、
0:08:08	中央制御室と緊急時対策所に関わる、
0:08:12	要求、技術基準要求事項への適合方針というものを記載しております。
0:08:17	また添付書類について、中央制御室機能に関する説明書と緊対所の機 能に関する説明書、こちらに、固定費に対する評価、
0:08:27	の結果、こちら反映しております。
0:08:30	下の表ですけども、
0:08:33	本文としては、
0:08:35	計測制御系統施設補助中央制御室ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:39	それと、緊急時対策所、この二つ。
0:08:43	の施設国田の標目表において、
0:08:46	基本的な適合方針として、右の反映内容ですけども、
0:08:50	このコテイゲンカ止に対して、
0:08:52	運転イトウ吸気中の有毒ガス濃度の、
0:08:56	評価結果が、判断基準値を下回るといことで、
0:09:00	防護できる設計とするという方針としております。
0:09:04	本文の上から三つ目ですけども、放射線管理施設については、改正規則の改正を踏まえた記載の適正化と合わせて行っております。
0:09:15	添付書類については、
0:09:17	設置許可との整合性に関する説明書、こちら有毒ガス防護に係る
0:09:23	整合性の説明と、
0:09:26	品質マネジメントに係る整合性の説明、こちらそれぞれ添付書類として添付しております。
0:09:33	あと、中央制御室機能に関する説明書、
0:09:36	緊急時対策所機能に関する説明書では、
0:09:40	スクリーニング評価の結果といことで、
0:09:44	右の下線引いているところですけども、
0:09:47	有毒ガスの発生はないといことで、
0:09:50	有毒ガスの発生を検知する検出する装置と、
0:09:55	それと自動的に警報するための装置、こちらの設計は不要とすると。
0:10:00	いことで説明書に反映しております。
0:10:03	またその前提となる評価の結果としましては、許可段階と同じでありまして、判断きちんと下回るとい評価結果であることを確認しております。
0:10:15	10 ページ、お願いいたします。
0:10:18	ここから、
0:10:19	実際の申請書の中身、
0:10:23	用いましてご説明させていただきます。
0:10:26	まず、
0:10:27	ページ跨って申し訳ないですが、
0:10:30	10 ページと 11 ページに、
0:10:32	中央制御室機能といことで、
0:10:35	計装施設の
0:10:37	要目表を添付しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:39	こちらの赤枠で囲ったところに、有毒ガス防護に対する、
0:10:44	済ませよう有毒ガスに対する防護措置ということで追加しております。
0:10:50	cポツの下の1パラグラフ目ですね、中央制御室はっていうところで、
0:10:56	運転員が中央制御室にとどまって、
0:11:00	必要操作措置を行うことができる設計とします。
0:11:04	その下のパラグラフですけども、
0:11:07	ご提言と稼働元それぞれに対して、
0:11:11	影響評価を実施しますということ。
0:11:14	を記載しております。
0:11:15	11 ページで、
0:11:19	有毒ガス防護に係る
0:11:21	影響評価にあたっては概要を3そうしますと、コティゲン力増減を特定
0:11:28	しますと、
0:11:28	いうところ。
0:11:29	その次のパラグラフで、
0:11:31	営業評価に、
0:11:33	の評価条件としては、現場の状況を踏まえて設定しますと。
0:11:38	下から二つ目のパラグラフですけども、
0:11:41	ご提言と家族に対しては、
0:11:43	運転空気中の有毒ガス後濃度評価結果が、判断基準を下回るということ
0:11:55	で防護できる設計とすると、こういった基本方針を反映しております。
0:11:55	最後のパラグラフは、稼働元の輸送のところは、
0:11:59	運用で、保安系で担保しますという基本方針となっております。
0:12:07	10、12 ページお願いいたします。
0:12:11	12 ページ 13 ページは、
0:12:13	緊急時対策所の標目表ということで選定しております。
0:12:18	こちら先ほどの中央制御室と同等内容でして、
0:12:23	主語が変わっているのと、
0:12:27	中央制御室は運転員だったところが、指示要員に変わっているという
0:12:32	ところ。
0:12:32	だけが違いでして、それ以外は同じということになっております。
0:12:38	10、
0:12:39	4 ページお願いいたします。
0:12:41	こちら緊急時対策所の基本設計方針ということで、こちらも同じ。
0:12:46	内容になっておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:48	14 ページ 15 ページまでですね、同じ内容ですので、
0:12:52	説明を割愛します。
0:12:54	右肩 16 ページお願いいたします。
0:12:57	こちら、
0:12:58	放射線管理施設の基本設計方針ということで、
0:13:03	記載の適正化ですね、中央制御室はというところ。
0:13:06	中央制御室及びこれに連絡する通路並びに、
0:13:10	運転その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域はということ で、技術基準の改正に合わせた、記載の適正化を行っております。
0:13:21	ちょっとすみません順番が前後するんですが
0:13:24	27 ページ以降に、有毒ガス防護の概要ということで載せておりますので、 こちら先にご説明させていただきます。
0:13:34	28、29、30 ページは、
0:13:41	規則の改正というところですので、すみません省略して、31 ページですね、 こちらお願いします。
0:13:47	有毒ガス防護の妥当性確認は、
0:13:50	この 31 ページの
0:13:52	右の図 1 ですね、こちらのガイドに記載のある、このフローに従って確認を 行いましたというところですよ。
0:14:02	それぞれの課の概要と結果のところだけ、次以降でご説明します。
0:14:07	32 ページをお願いいたします。
0:14:11	ご提言とかドウゲンの評価にあたって、ご提言とかドウゲンの調査を行った結果、
0:14:17	特定されたのは、敷地外固定元であるアンモニアと、
0:14:21	これだけ、アンモニアだけが対象ということで、抽出されております。
0:14:28	33 ページをお願いいたします。
0:14:32	抽出された旨に対してスクリーニング評価を行って、
0:14:37	一つ目の矢羽根ですけども、
0:14:39	下線部ですね。
0:14:41	アンモニアの有毒ガス防護の判断基準を超えないということを確認しております。
0:14:47	で、二つ目の矢羽根ですけども、判断基準を超えませんが、入力ガスの対象は制限はない ということを確認しております。
0:14:57	3435 ページについては、設工認への反映事項ではないのでちょっと参考になりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:05	容器の有毒ガスに対しては運用で担保しますということで設置許可段階で、
0:15:11	ご説明させていただいております。
0:15:15	ここまでが 1 有 toxic ガス防護に係るところでして、続いてすみません、17 ページに戻っていただきまして、
0:15:23	詳細設計の進捗に伴う変更というところを、
0:15:27	ご説明させていただきます。
0:15:32	はい。説明者変わります東北電力の梅木でございます。
0:15:36	セ詳細設計の進捗に伴う変更について説明いたします。
0:15:41	まず 17 ページになります。
0:15:43	こちらは詳細設計の進捗により、屋外アクセスルートについて一時的に形状を変更するものでございます。
0:15:50	屋外アクセスルートの変更箇所は、後程この図で説明しますが赤点線で囲んだ範囲でございます。
0:15:58	ルート 1、ルート 2 の形状を一時的に変更いたします。
0:16:02	まず図 5-1 をご覧ください。こちらが変更前の屋外アクセスルート図になります。
0:16:09	こちらの絵の中心ぐらいですね、赤点線で囲った部分になりますが、こちらの
0:16:16	空白の部分は変更となります。
0:16:20	続いて変更後ということで図 5-2 をご覧ください。
0:16:24	先ほどの赤点線で囲んだ部分がオレンジ色のハッチング、
0:16:28	ということでこちらがアクセスルートを拡張したということでこの部分について変更するものでございます。
0:16:36	アクセスルートについては以上です。
0:16:38	続いて 18 ページをお願いいたします。
0:16:43	18 ページ以降につきましては
0:16:46	ホースの敷設ルートの変更についてご説明いたします。
0:16:50	後程ご説明いたしますが図 5-4、5-6 及び、この 8 に示す建屋周辺の工事範囲の影響を受けまして、
0:16:57	可搬設備の運用が変更。
0:17:00	可搬設備の運用変更が生じることから、
0:17:03	認可済みの工事計画書記載事項のうち、アクセスルートを用いた
0:17:07	一部のホースの敷設ルート、最長ルートが変更となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:12	まず一つ目になります。送水用ホース 300 円となりまして、大容量送水ポンプタイプ 1 設置場所から、淡水貯水槽から注水用ヘッダ設置場所、
0:17:25	の変更になります。
0:17:28	図の 3 をご覧ください。
0:17:30	こちらが変更前の最長ルート図になります。
0:17:34	大容量送水ポンプタイプ 1 の設置場所及び注水用ヘッダの設置場所が赤枠で、
0:17:40	赤い矢印で示されたものでここを結びます、緑色のところが、
0:17:47	変更前の最長ルートでございます。
0:17:50	続いて 5-4 の変更後をご覧ください。
0:17:54	この図のおよそ水色でハッチングしてある部分、こちらが工事範囲となっております。
0:18:03	そして大容量送水ポンプ、タイプ 1 設置場所と、注水用ヘッダ設置場所、
0:18:09	ですね、こちらの注水を減った、設置場所が変更となっております。こちらに設置した場合の方が最長になるというものでございます。
0:18:18	もともとはこの水色の工事範囲のところを、跨ることで
0:18:25	跨るホースルートをでございましたが、ここが工事範囲になるということで、赤色で示しておりますように、ホースルートが変更になります。
0:18:35	これによって最長ルートがもともとあった緑色の部分から、赤色、
0:18:41	となります。
0:18:43	ホースルートに変更となります。こちらが最長ということになります。
0:18:49	具体的な長さ等になりますが、上の表にまとめてございます。
0:18:55	最長ルートにつきましては変更前、変更後につきましては記載の通りの数字となっております。
0:19:02	これに伴いましてホースの総延長といたしましては変更前は 1620 メーター。
0:19:07	でございましたが変更後としては、先ほどの赤いルートを通ることで 1780 メーターへとホースルートが長くなると。
0:19:16	ことで変更となります。
0:19:18	ホースの内訳になります。変更前につきましては、20 メーター 1 本 50 メーター 32 本の 33 本でございましたが、
0:19:27	延長になるということで 10 メーター一本が追加、あと 50 メーターが 32 本から 35 本になると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:34	ということで合計が 37 本ということで変更となっております。
0:19:40	続いて 19 ページをお願いいたします。
0:19:45	19 ページは同じく送水用ホース 300 円でございますがこちらは大容量送水ポンプタイプ 1 設置場所、
0:19:52	の取水口から熱交換機ユニット設置場所の変更となっております。
0:19:58	図 5-5 が変更前の最長ルート図になっておりまして、
0:20:02	大容量送水ポンプタイプ 1、
0:20:05	の設置場所、
0:20:06	サトウ原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの設置場所、放水槽の位置が、
0:20:14	赤色で示しているものになります。こちらを結ぶ緑色の、
0:20:18	そうするとがこれまでは最長でございました。
0:20:21	続いて変更後ということで図 5-6 になります。
0:20:25	こちら先ほどと同様、水色の部分がですね、工事範囲ということで、
0:20:30	ここに重なっている部分に変更になります。
0:20:35	原子炉機代替冷却水系の熱交換器ユニットの設置場所が、
0:20:40	変わりましたこちらに設置した場合、
0:20:44	ですね、西側、
0:20:46	北側から西側に変更になった場合が、最長ルートとなります。
0:20:50	こちらも
0:20:53	熱交換器ユニットが西側に設置された場合、この赤色で示します、ホースルートが変更になることで、こちらが最長ルートというふうになってございます。
0:21:04	こちら最長ルート、
0:21:07	の長さ等につきましては上の表で記載しておりまして、最長ルートにつきましては記載の通り、
0:21:14	放送延長につきましては、変更前の 1555 メーターから、
0:21:18	1620 メーター。
0:21:20	フォースの内訳につきましては、5 メーター 1 本、10 メーター 1 本、20 メーター 2 本、50 メーター 3 本、30 分の合計 34 本から、
0:21:29	5 メーターが、一本追加の 2 本、
0:21:32	サトウ 10 メーターが 1 本、50 メーターが 32 本ということで、合計が 35 本というふうな、ほう素の変更になってございます。
0:21:43	続きまして 20 ページ、お願いいたします。
0:21:46	こちらは、送水用ホースの 150A、Aのものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:51	こちら注水用ヘッダ設置場所西側から、復水貯蔵タンク接続工の上部マンホールのルートとなっております。
0:22:00	項の 7 が変更前の最長ルート図でございます。
0:22:04	復水貯蔵タンク接続孔と注水用ヘッダの設置位置、
0:22:09	と、あと、ここを見ますと緑色の方法すると、こちらが最長でございました。
0:22:15	それで図 5-8 の変更後になりますが、こちら水色で示します工事範囲、の影響によりましてここを迂回する形の赤い、
0:22:25	線で示しますホースルート、こちらが最長になると。
0:22:28	ということの変更になってございます。
0:22:32	こちら具体的な長さ等につきましては上の表にまとめておきまして、最長ルート、
0:22:38	につきましては記載の通りでForce総延長につきましては、変更前 185 メーターに対し、変更後は 355 メーターとなります。
0:22:47	コースの内訳につきましては、変更前は、5 メーター1 本、20 メーター9 本の 10 本、
0:22:53	でございましたが、5 メーター一本、10 メーター一本、20 メーター17 本の合計 19 本への変更となっております。
0:23:03	それで 21 ページ、お願いいたします。
0:23:07	これまでご説明しました進捗に、詳細設計の進捗に伴いまして、
0:23:13	要目表記載の最長ルートが一部変更となるため本文及び添付書類に反映してございます。
0:23:21	まず本文につきましては、各部核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設ということでこちら要目表と基本設計方針の変更がございます。反映内容といたしましては、
0:23:35	後程
0:23:36	細かくご説明いたしますが、詳細設計の進捗に伴う、可搬型可搬型設備の運用変更に伴い、
0:23:43	送水用ホース 300 円及び 150 円のホース敷設ルート、最長ルートの変更を反映いたします。
0:23:51	続いてホース敷設ルート、最長ルートの変更に伴いまして、FORCEの総数及び一部の保管場所の保管本数について変更を反映いたします。
0:24:01	こちら後程ご説明いたします。
0:24:04	あと本部につきましては、原子炉冷却系統施設と、原子炉格納器施設も変更となっておりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:11	こちらにつきましては、兼用する設備であるということで
0:24:17	上記、先ほどご説明しました変更に伴って申請を行うものになります。
0:24:22	下、添付資料になります。
0:24:25	こちらはこちらも核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設につきましては、設定根拠に関する説明書、
0:24:33	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書、あと図面ですね。
0:24:38	が変更になってございます。
0:24:41	反映内容につきましては、ホース敷設ルート最中、最長ルートの変更に に伴い、
0:24:46	コースの総数及び一部の保管場所の保管本数について、設定根拠に 関する記載を変更いたします。
0:24:53	あと、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについて記載いた します。
0:24:59	あと保管場所におけるホースを示す機器の配置を明示した図面に変更 内容を反映いたします。
0:25:05	こちらも原子炉冷却系統施設、あと原子炉格納施設につきましても、
0:25:12	兼用する設備であることから、
0:25:14	同様に変更を行ってございます。
0:25:18	具体的な変更内容について、22 ページ以降でご説明いたします。
0:25:24	22 ページになりますが、核燃料物質の取扱施設及び燃料貯蔵施設の 要目表。
0:25:31	そうですねそのうちの
0:25:33	主配管。
0:25:34	可搬型ですね、農業目標になってございます。
0:25:38	右側の変更後になりますが、まず個数が 217 から 229。
0:25:44	になってございますこちらは、ホース延長に伴いましてホースの本数で すね、変更になることから、
0:25:52	変更になるものを反映してございます。
0:25:56	続いて取り付け箇所の欄になりますが、上からご説明しますが、こちら もそう。
0:26:02	ホースの総数が変わりますので、そちらを反映したものに、
0:26:06	なっております。
0:26:09	取り付け箇所の上から二つ目になりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:12	こちらは先ほど、図の 5-4 の方で、説明しました内容を反映したものでございます。
0:26:20	一番下のところが、こちらは図 5-6 でご説明した内容を反映したものになってございます。
0:26:30	続いて 23 ページお願いいたします。
0:26:38	23 ページ目につきましては 150A の方数、
0:26:42	について反映してございます。こちらでも変更後につきまして個数が 137 から 145 ということで、Force 総数が変更になったことでの、を反映してございます。
0:26:54	右側の取り付け箇所につきましても
0:26:57	コースの総数が変わったことを反映したのものになってございます。
0:27:02	続いて、24 ページお願いいたします。
0:27:06	24 ページ、2 につきましてはこちらは先ほどご説明した図 5-8 の反映となつてございます。
0:27:17	続いて 25 ページお願いいたします。
0:27:23	25 ページにつきましては * の 11 番になりますがこちらは、試走数、
0:27:30	300 円ホースの総数の変更に伴って変更を反映してございます。
0:27:37	その下、13 番になりますが、こちらにつきましては、図 5-4、
0:27:43	のでご説明した内容の反映となつてございます。
0:27:49	続いて 26 ページお願いいたします。
0:27:53	26 ページの変更後の 17 番 18 番になりますが、こちらにつきましては図 5-6。
0:28:00	のを反映した内容になってございます。
0:28:05	左側、行っていただきます変更前ということで西側設置のところ、
0:28:10	変更にあわせ当該記載を適正化とございますが、
0:28:15	こちらはですね、変更前は、西側設置と記載してありますが、
0:28:19	図 5-5 で、確認いただきたいんですが、
0:28:24	通行の方ですね、
0:28:27	19 ページになりますが、
0:28:32	熱交換器ユニットの設置場所が、北側であったというのが正しい表現でしたので、
0:28:38	その表現でしたと、今回の齋藤ルート変更後に、
0:28:43	伴っては、西側に、
0:28:45	移行するというものが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:47	上の表のところですね、変更前、北川変更後西側というふうになってございますが、これが正しい表現でございましたが、
0:28:58	変更前でちょっと西側設置ということで
0:29:02	記載が不適切な部分がありましたので今回の反映で適正化を図るということで表現してございます。
0:29:10	26 ページの右側、
0:29:13	25 番になりますが、こちらにつきましても、150 ホースの総数ですね、の変更に伴いまして記載を、
0:29:22	を修正してございます。
0:29:24	左側の変更前のところに赤枠で予備括弧 5 本、
0:29:29	とありますが、こちらにつきましては、呼びかけ各 1 本というものが正しい表現でしたので、今回の変更に合わせて
0:29:38	記載の適正化ということでお示してございます。
0:29:43	最後になりますが、26 ページの変更後の右下の 33 番になりますが、こちらにつきましては図 5-8。
0:29:51	でご説明した内容の反映となってございます。
0:29:54	詳細設計の進捗に伴う変更に関しましては、説明以上になります。
0:30:01	はい。これで、この本資料に関するこちらの説明は以上となります。
0:30:07	はい、規制庁のでそれではあの技術確認をさせていただきたいと思えますすいませんちょっと私から四つぐらい、ちょっと確認させていただきたくて、
0:30:18	まず 4 ページの有毒ガスなんですけれども、ちょっとこの、
0:30:23	敷地内外の固定元について、固定原因は、調査した結果スクリーニング評価をするものが許可段階でなかったと。
0:30:32	敷地外の固定下については一応アンモニアやりましたと。敷地内の稼働減についてちょっと聞きたくてですね、調査対象とする稼働元がないことっていうのはもうそもそも調査するものが何もなかったっていうことで理解して良いんですか。
0:30:49	すくすくそのスクリーニング評価を
0:30:54	しなかったその敷地、
0:30:56	内の固定元と一緒に状況それともそもそもその
0:30:59	町調査するものが何もなかったのかっていったところがちょっとわからなかった。
0:31:04	東北電力の佐藤です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:07	稼働減と敷地内の可動面としてはですね焼却炉で使ってるプロパンっていうのがあるんですけども、それを補給するための手段としては、
0:31:19	高圧ガス容器のローリーで、補給に来るので、そもそもそういう
0:31:27	耐圧性のある容器、しっかりとした強度ある容器でやってるということで、そこは対象から、
0:31:35	スクリーニングの対象にならないということで結果して対象が、敷地ご提言はないっていう、そういう整理を行ってありました。ありがとうございます。てことは、敷地内の提言と一緒にの整理で
0:31:48	落ちてたってことですね。おっしゃる通りです。ありがとうございます。
0:31:52	続いてなんですけれども、8 ページの、
0:31:58	すいません丸のつけ方がちょっとわからなくてですね。
0:32:04	例えば(2)の
0:32:06	ところで、上のところの、
0:32:08	当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置って書いてあって、
0:32:16	原子炉制御室には括弧 1 から 4 に上げ、
0:32:19	ケーブル検出装置からの信号を受信してってか行って、最終的に原子炉制御室で自動的に警報する。
0:32:26	警報装置を設置することって書いてあるんですよ。
0:32:31	ちょっと、
0:32:32	原子炉制御室 38 条のところの右側の、
0:32:37	四つのところを見るとこっちに全部丸ついていて、警報する装置っていうのは、これは、
0:32:44	原子炉制御室につけて、この検出装置っていうのがこの
0:32:50	今二つしかついてないんですけどこっちは全部丸で何かすいません私原子炉制御室近傍が、
0:32:55	の方の警報装置が 1 個なのかなと思ってたんですけどこの文章を見て、
0:33:01	ちょっとここの解釈がわからなかったので教えていただけないでしょうか。
0:33:07	東北電力佐藤ですけどもこれあの女川がこういう設備を設置しますということではない、ありませんで、これはあくまでも
0:33:17	緊急時制御室内現象制御室内にをにおいて、対処よ能力が著しく低下する場合、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:26	そういう状況がある場合においては、こういう技術基準の要件にしたがって、
0:33:32	装置、押せ、整備していきましようっていう、そういうそういう内容になってるっていうところで、そこはよろしいですか。
0:33:44	なのでこここれは技術基準の規則解釈を抜粋して、
0:33:51	要求事項としてはこうなってますっていうところを、再掲してるのみなんですけども、
0:34:00	これ、これそのままのものですね。
0:34:04	ええ。
0:34:05	上のところにちょっとわかりにくかもしれない別記 9 の抜粋ですということで、
0:34:11	これこれは要求事項 3。わかりました。すいません。ありがとうございます。
0:34:19	あとすいませんもう 1、
0:34:21	二つで次、11 ページなんですけれども、
0:34:27	一番最後のところの稼働元の輸送ルートは、
0:34:31	運転、
0:34:32	委員の吸気中の誘導ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用について保安規定に定めて管理するって書いてあるんですけれども、
0:34:43	これは稼働元がないんですけど実際どういったことを定めるんですか。ですねこれはまず一つとしては、今後もそうですけれども、
0:34:56	一応発電所の中のそういう現時点における、補給が必要なものについてはこういう
0:35:05	ルートを通りましようっていうことで決めてはおるんですけれども、
0:35:09	こういう運用上の定めっていうのをしっかりしておかないと、万万が一、そっから外れるようなところを勝手に通ってですねもし事故、
0:35:21	交通事故を起こしてしまったりっていう時も考えて、しっかりこういったものが、構内の底を取るのかっていうのは明確にしておく。
0:35:33	べきだとそうでない限りにおいては、
0:35:36	交通事故とかですもんいろんなことによつてね
0:35:41	影響が出るようなことになりかねないということでこれは稼働元があるとかないとかっていうことは別としてそういう定めをしっかりと、
0:35:51	運用上はやっていきますっていうことを言っていると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:55	規制庁のです。承知いたしましたありがとうございます。あとすいません最後。
0:36:01	ちょっとマスキングのところ、なんですけれども、
0:36:06	19 ページ。
0:36:08	なんですけれども、ちょっとこの、
0:36:12	変更後と変更前の、
0:36:15	イメージがわからなくて、例えば 20 ページの方だと、
0:36:22	5-8 で、変更前の、
0:36:29	線が、多分、
0:36:31	送水用ホース変更後の線に全部変わるのかなと理解していて、
0:36:38	5-5 と 5-6 の関係だと。
0:36:45	その送水用法数の方の、
0:36:48	変更前の方が、赤と切り替わるのとか、もしくは赤に切り替わって
0:36:56	現状のやつが消えていくのがどういうふうな関係なのかっていうのがわかる率が、
0:37:02	多くてですねちょっと教えていただけないでしょうか。
0:37:06	はい。東北電力梅木です。ちょっと笑顔わかりづらくて申し訳ございません。ドーズ 5-6 でご説明しますと、
0:37:14	原子炉補機冷却、原子炉機代替冷却数系熱交換器ユニットの左下のところで、
0:37:22	緑色と赤色が重なる部分がございますがここで切りかわる形になります。はい。以上です。
0:37:30	承知いたしましたありがとうございます私からは以上です。
0:37:39	宮尾ですちょっとさっき小野君、確認して笹さん答えられたところが 1 件ちょっと気にはなったんだけど、
0:37:46	可搬型のところかな、タンクローリーの話があったところで、
0:37:51	タンクローリーとか何か稼働元がちょっと待つてね。
0:37:57	11 ページのところの多分一番最後の書きぶりで、これ自体はおっしゃる通り稼働元は現状スクリーンアウトされてないという前提でこれ記載されていて、
0:38:07	要は提言カタギリに対しては、上の文章で下の運転員を防護できる設計とすると。
0:38:13	稼働元の輸送ルートはってこれ多分、先行も全部
0:38:17	何つうのかな、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:20	規程規定としてこう書かれてるだけであって、なくてもこれを書いているから、とりあえず書いてるんだけど今現状これは、
0:38:27	角元自体はないんだけどっていう前提に立ったか記載だっという認識でいいですよ。東北電力里でその通りです。今角元がない、対象がないサイトからすれば、運用上ちゃんとしっかり定めをして将来、
0:38:44	とかですね、不足にしっかり対応すると、そういうことが必要ではないかということで先行と同じように、
0:38:51	記載を、
0:38:52	入れているという状況ですということですね要は先行から管理、管理の考え方が方法は変わりませんよっていうとで書かれていて女川については特に角元自体はないんだけど、
0:39:05	それは当然決まりとして入れていますという認識でいいですよはい、佐藤区サトウですその通りでございます。
0:39:11	はい。あと、少しちょっと確認なんですけど今度等詳細設計の方でね、
0:39:18	18 ページかな。
0:39:25	18 ページは、
0:39:29	当時、
0:39:31	注水用ヘッダーの位置が、
0:39:34	海側からはず建屋の裏側に移動しますよと。
0:39:41	いうことに、
0:39:43	なっていると。
0:39:46	これ注水Headの位置が変わることのリスクって何かないんですたっけ。
0:40:01	どう。
0:40:01	東北電力の手塚でございます。えっとですね注水用ヘッダの設置場所ということで左側の方に書いてあるところは、あくまでも最長ルートのときが、
0:40:12	この位置ということで、注水用ヘッダの設置場所としては、この今この左側の図の建屋の東側というのと、
0:40:22	図 5-4 の方の西側というのと、あともう 1 個北側の接続孔のところにオク、北側と 3 ヶ所ございまして、
0:40:33	あくまでもここに記載しているのは最長ルートのみ記載しているということなので、
0:40:40	左側の図の方は、最初の変更前は、
0:40:45	東側が最長ルートだったので東側だけ書いてあるで、変更後の方は、変更前後を書いてあるので東側と西側書いてあるということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:57	特に新しく注水ヘッダの設置場所っていうのは増えてるということではございません。
0:41:06	私はわかりました。ちょっとそこがちょっと私も理解できなくて、今言われたのは、注水ヘッダの設置位置っていうのはそもそも何ヶ所か決まっていますよと。
0:41:18	その上で現状今までは一応センターのところ緑側のね、5-3の方の緑側のところ以上長いというふうにして登録してたのを、
0:41:29	要はその注水ヘッダの別の場所の回る方が長くなったから、そっちを登録し直しますっていうことだとこれずっとよくわからないですよね言ってもその、
0:41:39	今言っている、今、現状の推進減った設置場所、
0:41:45	今度新しくなるところがもともと登録されてるんだったらそこんときにどういうふうなルートをまず、
0:41:53	やってそっちの方が短くて緑の方が高かったっていうところがわかって、そう示した上で右側に行くと実は赤いほうが長くなりましたよっていうふうにしないと、
0:42:02	ちょっとわかりにくいっていう気がするんですけどいかがですか。
0:42:07	はい。土木電力の手塚でございます。はい。確かにですね、赤いルートについての前後っていうのがちょっとないので、そこが非常にわかりづらかったかと。
0:42:18	思います。実際
0:42:24	赤いところの、
0:42:27	前後というと、前のところについては、
0:42:32	水色の範囲が、その下の斜線かかっているところにかぶってますけど、この斜線かかっているところの少し上ぐらいの辺りのところを、
0:42:42	そのまままっすぐ図を右側の方に向かうようなルートでしたので、若干、
0:42:51	委員西側の方が東側より短かったですけれど、今回その大きく迂回するというので、これズーの訪中性、
0:43:02	をいたしますか。
0:43:04	全厚の前の部分。
0:43:07	書いてもらった方がいいかなと思っていて、ここの変更前変更後の1610、1620の総延長、
0:43:18	のところの、もともとの積算の根拠と、要は、
0:43:23	違うわけですよ。違うというのは、要は比較対象が違うんで。はい。そうすると、そもそもその今、5-4の図で注水用ヘッダの設置場所を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:34	決めてたところの距離数があると思うんですね。
0:43:38	はい。もう1もう少しその最長より少し短いやつが。はい。それが、とって困りますよってところが、ちょっと今の表現だとわからないかなっていう気がするんですね。
0:43:50	はい。なのでそこちょっとわかるように直してもらったほうがいいかなと思ってます。
0:43:54	はい。緑側のルートはもう1620の間で変わらないけれど、赤色のルートの方がもともと1620より短くて、ちょっとすいません今ちょっと幾つか数字出てきませんが、
0:44:07	その数字が1780なったのでこちらの方に変わりましたと、ということがわかるような形に資料の方を修正したいと思います。
0:44:15	そうですね。で、19ページのさっきのオノの指摘のところも少しわかりにくいなと思ってたのも、
0:44:23	多分同じ意味なんですよ多分ねこれ。
0:44:26	熱交換ユニットのその場所ってというのが何ヶ所か候補があって、
0:44:31	今回は変更後の方が長くなりましたってということじゃないんでしょう。これはおっしゃる通り、先ほどと同じように、
0:44:41	この変更前と変更後で接続孔の、すいません。中枢ユニットの設置位置が異なっています。
0:44:49	熱交ユニットです。そうなんですよ要は、我々ちょっと気にしてたのはもともと想定されていた場所、
0:44:57	わあ候補は何も変わってないんですよ。
0:45:00	要は選択するのが長いやつが変わっただけであってもともと事業者として今までシア想定されてた置く場所が別に変わったわけじゃないんですよってというのが、
0:45:11	明確になった方がいいかなと思うので、そこは記載願いますかね。
0:45:16	はい。そちらの方資料の方に反映したいと思います。
0:45:21	あとですねちょっと2023とかの表現のところなんですけど、
0:45:28	これっていうのは基本的に工事のためで一時的な変更で、結局最終的には戻すんだけど、要はホースの要目表1も戻すというよりは予備も含めて持っただけの方がいいだろうっていう多分そういう認識だと思うんだけど、
0:45:43	この
0:45:44	さっき言った西側とかの表現を、
0:45:47	直しに行っちゃっても大丈夫ですかってところが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:51	直すのであれば、一時的議員になるので、そうなるよね。
0:45:57	最長ルートのお考え方が、一時的なのか恒久的なのかっていうところになると、
0:46:03	一時的なときにこれを直していくのか※をふやすのかちょっとわからないんですけど。
0:46:09	その辺の整理ってついてますか。
0:46:12	はい。東北電力の梅木です。こちらにつきましては、一時的と記載はしておりますが基本的には恒久というふうに考えてございます。
0:46:21	あとは、実際、済ます時にはもうちょっと短くなる可能性はありますけど、その場合はこれの、ここ今回お示した最長ルートの内数と、
0:46:32	ということで考えてございますので基本的にはここからは変えていかないというふうに考えてございます。
0:46:37	以上です。
0:46:41	ちょっと考え方として、今回は工事期間中に、1、一時的って表現がもし違うのであれば一時的じゃなくて、
0:46:50	工事、工事、工事、工事用工事を見越したところのルートの変更をやりますよと。
0:46:58	で、
0:46:59	変更はするんだけども工事が終わったとしてもそれは最長率としてはまず候補としては残しておくっていうのか、それを戻すっていうのかどっちだというとそれは残しとくってことなんすか。
0:47:12	はい。東北電力の梅木です。残しておくということで考えてございます。以上です。
0:47:19	ちなみに 917 ページのアクセスルートは、さすがにこれは戻すんですよ。
0:47:30	東北電力のウメキですはい。こちらアクセスルートに関しては戻すことで考えてございます。以上です。わかりました。だから整理としてはアクセスルートは一時的な変更当然工事期間中エリア入りにくくなるのでなるんだけど、
0:47:45	ホースとかそういう資機材については最長ルートとしての候補としては、現状新しい新しく今回示されたものを登録する、すると。
0:47:55	いう認識だということでもいいですかね。
0:47:59	はい。東北電力の梅木ですそのご認識で大丈夫でございます。
0:48:04	あとちょっと確認なんですけど 17 ページで確認できればと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:10	新しくなる範囲っていうこのオレンジのハッチングされている範囲だと思うんですけど可搬型重大事故対処、アクセスルートの拡張というところで、ここっていうのはあれですかね
0:48:22	地盤の安定性とか様子要はそういう何つつか、地面地面側の確認の受け付けに確認を受けている範囲という認識でいいですかね。
0:48:33	はい。東北電力の手塚でございますこちらの、今オレンジのハッチングがしてあるところっていうのは、これ地下にですね防火水槽が、
0:48:45	埋設してありまして、ですのでSsの地震ではもたない場所になります。
0:48:52	で、今回ハッチングで拡張ということで、あくまでもここに関してはSs数の時に使用できるルートではなくて、
0:49:04	それ以外の例えば航空機墜落による大規模火災とか、そういった際に、こちらの範囲というのが、
0:49:14	そのの工事範囲のところを、
0:49:19	使用できる範囲が狭くなってるので、有効に使いたいということで、
0:49:26	その数では持たないところではあるけれど、Ss地震以外の時には活用したい場所ということで、
0:49:36	拡張するものになります。
0:49:43	少しちょっと考え、アクセスルート12の要求事項っていうのは、
0:49:51	満たされてるんですけども。はい。東北電力の手塚でございます。こちらのオレンジのハッチングの範囲は、いわゆるそのアクセスルート1に、いかなる鳥栖基準事象の時にも、
0:50:05	有効性の時間評価の下、の範囲内で活用できるルートに入ってございません。
0:50:11	この場所に関しては、いわゆるこの絵でいきますと、
0:50:19	1号機の右側ですか、そちらの方の
0:50:26	実際に何ですかね、当時、Ss地震以外るときであれば、活用できるルートということで、もともとEP当時からお示していたルートと同様の
0:50:37	整理でございまして、あくまでも、今考えてるのは先ほど言ったような、航空機墜落の大規模火災の時とかに、
0:50:47	使用することを想定してございまして、いわゆるSs地震を基起因とする性活動では、使用できない範囲になってございます。
0:50:59	宮尾ですけど、多分そこ押す少し記載してもらわないと、今アクセスルートがポンと入ってきちゃってるので、今、前提として今、
0:51:12	なんつつか鉄板のアクセスルートは別にやるっていうのがこれだとわからないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:16	ちょっとそれは津加えてもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。
0:51:20	はい。東北電力の手塚でございます。はい。まとめ資料の方には記載してございましたがこちらのパワーポイントの方にそちらの旨記載してございませんでしたのでこちらの方にも、
0:51:31	追記したいと思います。以上です。
0:51:34	宮です。そうですね 17 ページの初めの説明の時にもそれを入れとかなないと、屋外のアクセスルートって言われると、やっぱり当然鉄板のアクセスルートを指してるのかなと思ったんで、
0:51:44	そうでないならこの記載は少し直した方がいいかなと思います。
0:51:48	はい。東北電力の手塚でございます拝承いたします。
0:51:52	はい。私の方は以上です。
0:52:00	規制庁の片桐さんちょっと教えて欲しいんですけど、
0:52:09	16 ページ、技術基準規則の改正を踏まえた適正化って書いてるんですけど、
0:52:18	これ、いつの時点の技術基準規則の改正をさしてるんでしょうか。
0:52:31	東北電力浜田です。
0:52:34	これが平成 29 年の 5 月 1 日に施行されたという。
0:52:41	4 ページのところに、はい、記載していますが、29 年 5 月 1 日に施行された。
0:52:47	所です。
0:52:58	ほんでその基ある記載を踏まえてこう改善したということで、認識しました。
0:53:05	あと今回は概要の説明ということでFORCEの方なんですけれども
0:53:13	操作の成立性とかその時間ですとかあとは設計ですね騒音とか大丈夫。長くなっても大丈夫ですよみたいなところは当然確認されてると思うんですけど。
0:53:24	そこら辺については今後、説明いただけるという理解でよろしいでしょうか。
0:53:33	はい。東北電力の梅木です。はい。次回以降でご説明したいと思っております。以上です。
0:53:40	中条片木さんよろしくお願ひします。あと先ほどの図がちょっとわかりにくいよっていう話もあったと思うんですけどこの 18 から、
0:53:49	20 ページのところで最長ルートが変わって、ホースの内訳とかの数が変わってるんですけど、ちょっとそれが後ろの 22 ページ以降のですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:01	要目表の個数とか取り付け箇所のところを書いてある本数ですね、そこにどうやって落ちてくのかっていうのを、もし
0:54:11	整理していただく。
0:54:14	いただいてないのであればちょっと整理して教えていただきたいんですけど。
0:54:18	何か単純に増えるのかなとか思って何かうち取付箇所の内訳とか見ると、
0:54:24	22 ページの下から 3 分の 1 ぐらいのところ、28 本が 24 本になってたりとか、ちょっとどういうふうな数え方をしてるのか理解しにくい部分があるので、
0:54:35	ちょっと簡単にわかるような資料を作成いただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
0:54:42	はい。東北電力の梅木です。
0:54:48	資料としてはそうすると変更前はこういう感じで、トータルこうでした。今回は、補ホースの
0:54:57	ホースルートの変更に留まって工数はこのくらい増えました。なので、最終的には総数はこうなりますといったような資料ということでよろしいでしょうか。今おっしゃっていただいたところで数字の中元確認できるようなところで、整理いただければと思います。よろしくをお願いします。
0:55:14	はい。東北電力のウメキです拝承しました。
0:55:19	規制庁まで私からは以上です。
0:55:33	すいません東北電力佐藤ですけど先ほど宮本さんからアクセスルートは一時的な変更か、それから、最長ルートの関係でホースの本数変えるけど、
0:55:47	それは工事が終わっても、変えずにそのまま運用していくということかと。
0:55:54	いうところの確認がありました今回、概要としてお持ちしたんですけど、その辺のですね取り扱いについてちょっと書き切れてないので、
0:56:05	その部分についてもですねちょっと先ほど
0:56:08	内野テヅカとのやりとりの中で、もともとのヘッダーの配置場所がどういふところに、どういうルート調で存在したかっていうこともありましたけどもあれと、コメントの反映と併せてですね、
0:56:24	扱いについてもちょっとしっかりとまず概要の中でも教え記したいなと思いましたが、その点次回修正版をお持ちしてご説明ということにしたいと思えます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:40	はい。ありがとうございます。
0:56:43	ではこれでヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。